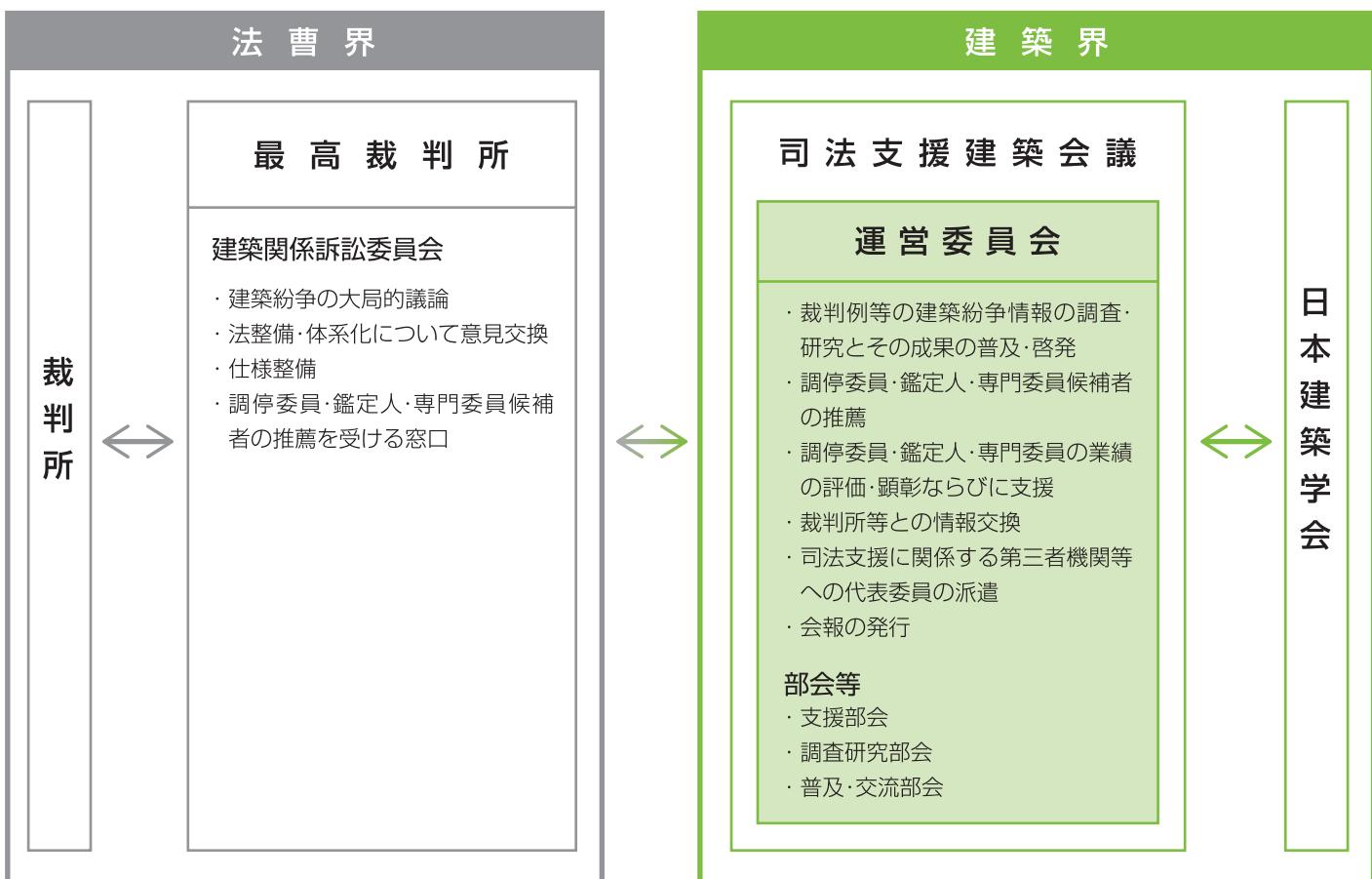




一般社団法人 日本建築学会

司法支援建築会議

司法支援の仕組み



司法支援建築会議の設立目的

司法支援建築会議は 2000 年 12 月、一般社団法人日本建築学会が会長直属の会議体として設置したもので、建築関係訴訟に関して、学会が保持する厳正中立的立場から裁判所に対する支援ならびに裁判所の協力のもとに裁判判例等の建築紛争情報の調査・分析を行い、その成果の公表を通じて、学会会員への啓発と建築の学術・技術・芸術の進展に、さらに社会公共に寄与することを目的としており、学会の社会貢献の大きな柱と位置付けられている。

司法支援建築会議の部会と事業

司法支援建築会議は意思決定機関としての運営委員会と、その下部に3つの部会、また必要に応じて小委員会を設けて、司法支援建築会議登録会員のサポートを行っている。

- 支援部会
- 調査研究部会
- 普及・交流部会
- 小委員会



第1章 総 則

- 第1条(名称) この会は、一般社団法人日本建築学会(以下学会とする)が会長直属の会議体として設置するもので、その名称は司法支援建築会議(以下会議とする)と称する。
- 第2条(目的) 会議は建築関係訴訟ならびに建築紛争に関して、学会が保持する厳正中立的な立場から裁判所および国の裁判外紛争処理機関(以下裁判所等)に対する支援ならびに裁判所の協力の下に裁判例等の建築紛争情報の調査・分析を行い、その成果の公表を通じて、学会会員への啓発と建築の学術・技術・芸術の進展に、さらには社会公共に寄与することを目的とする。
- 第3条(事業) 会議は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- (1)裁判例等の建築紛争情報の調査・研究とその成果の普及・啓発
 - (2)調停委員・鑑定人・専門委員候補者の推薦
 - (3)調停委員・鑑定人・専門委員の業績の評価・顕彰ならびに支援
 - (4)裁判所等との情報交換
 - (5)司法支援に関する第三者機関等への代表委員の派遣
 - (6)会報の発行
 - (7)その他前条の目的に沿った事業

第2章 会 員

- 第4条(種別) 会議の会員は高い理想をもち中立公正な立場に立って裁判所等への支援を行うものとし、その種類は次の通りとする。
- (1)個人会員:建築に関する経験と専門的な知見を有する人格的に優れた者であって、原則として学会関係機関ならびに第13条に規程する運営委員会から推薦された年齢40歳以上の学会個人会員
 - (2)法人会員:建築に関する専門的な知見を有する専門家集団であって、学会関係機関ならびに第13条に示す運営委員会から推薦された、会議の目的に賛同し事業の推進に協力する公益法人・非営利法人
- 第5条(入会) 会議の会員になろうとする個人または法人は別に定める登録申込書を提出し、運営委員会の議を経て学会理事会の承認を受けた後、会議会員の登録をする。
2. 会議の会員は原則として私的鑑定人になることはできない。
- 第6条(退会) 会議の会員で退会しようとする個人または法人は、退会届けを提出しなければならない。
- 第7条(登録抹消) 会議の名誉を傷つけた、または会議の目的に反する行為のあった個人または法人会員は、運営委員会ならびに学会理事会の議を経て会員登録を抹消する。
- 第8条(名誉称号) 会議の目的達成に多大の貢献をした個人会員は、運営委員会ならびに学会理事会の議を経て名誉司法会員の称号を贈ることができる。

第3章 役 員

- 第9条(種類及び定員) 会議に次の役員を置く。
- (1)会長1名
 - (2)運営委員長1名

	(3)運営委員15名以上25名以内
	2.会長は学会会長が兼務する。
第10条(職務)	会長は、この会議を代表しその業務を総理する。
	2.運営委員長は会長を補佐し、会議全般の運営を司るとともに会長から委任された事項の会務を処理する。
	3.運営委員は運営委員長を補佐し、この会議の業務を執行する。
第11条(任期)	会長の任期は学会会長の在任期間とする。
	2.会長を除く役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
第12条(顧問)	会議に顧問若干名を置くことができる。

第4章 会議

第13条(種別)	会議は、全体会議及び運営委員会とする。
第14条(構成)	全体会議は登録された個人会員をもって構成する。
	2.運営委員会は運営委員長ならびに運営委員をもって組織し、運営委員長は学会副会長・会長・幹事長・監査委員・監定人・経験者、学会担当理事、その他会長が必要と認めた者の中から会長が指名し、学会理事会の承認を得て決める。
第15条(運営)	全体会議は必要に応じて会長が召集し、運営委員会は運営委員長が召集して開催する。
	2.全体会議は運営に関する重要事項を決定し、運営委員会は事業の計画と執行にあたる。
	3.運営委員会には幹事若干名をおくことができる。幹事は運営委員の中から運営委員長が指名する。
	4.運営委員会には必要に応じて部会を設けることができる。
第16条(会議の存廃)	会議の存廃は、全体会議の議を経て学会理事会が決める。

第5章 支部

第17条(設置)	地方の裁判所との連携をはかるために、学会の支部所在地に会議の支部(以下会議支部)をおくことができる。
第18条(目的・事業)	会議支部の目的・事業は第2条、第3条の範囲内とする。
第19条(構成)	会議支部は一般規則第18条に定める学会支部地域の会議の個人会員(以下会議個人会員)をもって構成する。
第20条(運営)	会議支部は学会支部地域に在住する会議個人会員により運営される。
	2.会議支部は運営委員会と連携をとり活動を行う。
	3.会議支部は年1回運営委員会に活動報告をする。

第6章 雜則

第21条(規程の改廃)	この規程の改廃は、理事会の決議によって行う。
第22条(その他)	この規程に定めのない事項は、学会一般規則を準用する。

司法支援建築会議 支部

2021年12月現在、下記の4支部が独自に活動を行っており、その他の支部も設置が検討されています。

- 北海道支部
- 東北支部
- 東海支部
- 近畿支部

司法支援建築会議の講演会等

司法支援建築会議の活動の一環として、司法支援建築会議登録会員、日本建築学会会員に対して広く情報提供を行う、「司法支援建築会議 講演会」と「司法支援建築会議 建築紛争フォーラム」を開催している。

■司法支援建築会議 講演会

司法支援建築会議登録会員、日本建築学会会員、一般市民に対して、裁判例等の建築紛争情報の調査・研究の成果の普及・啓発を行う目的で年1回開催（3年に1度は大阪開催）する。

■司法支援建築会議 建築紛争フォーラム

日本建築学会大会の関連行事として、支部の支援組織の萌芽となる活動を展開する。司法支援建築会議登録会員の交流の場とし、建築訴訟の鑑定・調停に係る諸問題、建築紛争を未然に防止する方策など、その時々の課題に対して意見交換を行う。テーマは「居住」を対象に、支部で紛争となりやすい課題の解説を行う。なお、一般市民にも公開する。

司法支援建築会議の情報公開

■ホームページ

下記URLにて最新の情報を公開している。

>> <http://news-sv.aij.or.jp/shien/s0/>

■会報

司法支援建築会議登録会員向けに2001年5月に発行を開始し、年1回、司法支援建築会議に関わる情報の提供を行っている。

>> <http://news-sv.aij.or.jp/shien/s0/>

■司法支援建築会議 設立10周年記念連載記事

建築雑誌2011年1月号より10月号に掲載した、設立のころから10年を振り返った活動記録。

>> <http://news-sv.aij.or.jp/shien/s0/>

■よりよい建築のための失敗の博物館（論説館）

>> <http://news-sv.aij.or.jp/shien/s0/shihoukantei.htm>

■名誉司法会員・功労者・感謝状贈呈者

2年に1度、司法支援建築会議において、功績のあった方を顕彰・表彰しています。

>> <http://news-sv.aij.or.jp/shien/s0/>

司法支援建築会議の出版物

■建築紛争ハンドブック 丸善 2003年12月

■建築紛争から学ぶ設計実務ー負けない設計者になるために 丸善 2015年4月

■集合住宅の音に関する紛争予防の基礎知識 日本建築学会 2016年7月

司法支援建築会議 Q&A

■司法支援建築会議と裁判所との関係は

- Q：司法支援建築会議は具体的にどのような活動内容になりますか。
A：司法支援建築会議は、学会としての厳正中立の立場から、裁判所に対する支援を目的としており、原告被告をサポートするものではありません。
Q：司法支援建築会議会員はいわゆる私的鑑定人を引き受けてもよいのでしょうか。
A：司法支援建築会議が裁判所に対する支援を目的としている以上、司法支援建築会議会員は原則として原告被告をサポートする私的鑑定人になることはできません。
ただし、弁護士のように業務として、または自らが勤務する会社・団体の業務として、調査・鑑定を行うことは妨げません。なお、やむを得ない理由により原告・被告のサポートを行う場合は、司法支援建築会議運営委員会において事前に承認を得ることとしています。

■司法支援建築会議会員になりたいと思いますが

- Q：司法支援建築会議会員になんでもよいと考えていますが、どのような手続きが必要ですか。
A：まず、日本建築学会の会員であることが前提です。公募制ではなく、日本建築学会の理事・支部長・代議員・支所長・調査研究委員会委員長など学会内各機関の推薦によっています。推薦を受けた方の中から、運営委員会が経験・所在地域・専門分野などについて検討したうえで候補者選び理事会の承認を経て会長から委嘱します。したがって司法支援建築会議会員を希望される方は、前掲の会議運営規程を参照いただいた上で所定の書式にご自分の経験を記入のうえ、学会内各機関の推薦を受けていただくことになります。
Q：司法支援建築会議会員の業務に報酬はあるのですか。
A：司法支援建築会議の活動に対する会員としての報酬はありません。ボランティア精神で活動に携わっていただきます。

■裁判所の調停委員や鑑定人を希望しているのですが

- Q：裁判所の「調停委員」や「鑑定人」を希望していますが、どのような手続きがあるのでしょうか。
A：裁判所からの要請に基づいて運営委員会が司法支援建築会議会員の中から所属支部・専門性などに応じて「調停委員」・「鑑定人」・「専門委員」の候補者を選び、本人の内諾を得たうえで裁判所に候補者として推薦します。特に、鑑定人は専門性が重要ですので紛争内容に応じて、複数の候補者を推薦しています。裁判所は推薦された候補者の中から選び委嘱します。
Q：裁判所の「調停委員」や「鑑定人」・「専門委員」の業務に報酬はあるのですか。
A：「調停委員」に対しては、裁判所の規定による報酬がありますが、あくまでも社会貢献・社会奉仕と捉えてください。他方、「鑑定人」に支払われる鑑定料は、鑑定内容・鑑定に必要とされる費用等諸般の事情を総合して、事件を担当する裁判所が決定します。「専門委員」は裁判所に所属する非常勤職員となり、関与した事件ごとに手当が支給されます。

■司法支援建築会議会員のメリットはなんですか

- Q：司法支援建築会議会員の具体的なメリットはなんですか。
A：司法支援建築会議会員はこれまで培われた専門家としての識見と経験によって社会貢献したいと希望する方に参加いただくもので、直接的なメリットは特にありません。欧米では裁判所の専門家停調委員や鑑定人は専門家の専門家として社会的にも高く評価され尊敬を得ています。日本建築学会としては支援会議活動に然るべき社会的評価が得られるように支援してまいります。その第一歩として司法支援建築会議会員としての業績に対して、功労者、感謝状贈呈者などの顕彰制度を設けています。
Q：日本建築学会としては、鑑定書の学術あるいは技術的評価をどのように考えていますか。
A：具体的な当事者名、物件所在地などが特定されないことを前提として、技術報告集に応募できます。同報告集に採用された場合は日本建築学会としての公式な業績評価となります。

■司法支援建築会議会員としての義務があるのですか

- Q：判例や紛争状況の調査分析にあたって司法支援建築会議会員はどのような義務が発生しますか。
A：審議や調停の終了した案件については、鑑定／調停実績報告書を提出いただきます。
Q：建築紛争の原因などの調査分析はどこで行うのですか。
A：関係部会が、裁判所との研究会等において収集した情報を基に実施します。また、その結果は司法支援建築会議会報や建築雑誌にて公表致します。

■調停や鑑定について司法支援建築会議からのサポートがあるのですか

- Q：「調停委員」・「鑑定人」になった際に紛争内容で、専門的・技術的相談を必要とする場合には司法支援建築会議からサポートしてもらえますか。
A：専門的・技術的内容についてサポートが必要とする場合、関係部会がサポートいたします。

■司法支援建築会議会員の退会、倫理上の問題が発生したとき

- Q：司法支援建築会議会員は退会することができます。
A：司法支援建築会議会員は自己の都合で自由に退会することができます。
Q：司法支援建築会議会員に倫理上の問題が発生したときは、どこで検討されるのですか。
A：日本建築学会の「定款」、「倫理綱領・行動規範」ならびに司法支援建築会議運営規程に則り運営委員会がその処置につき検討いたします。

■司法支援建築会議についての質問・問い合わせはどこにするのですか

- Q：司法支援建築会議についてのその他の具体的な事業や活動についての質問・問い合わせ先はどこになりますか。
A：一般社団法人日本建築学会司法支援建築会議事務局宛にお願いします。